

# 「静岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」 の概要について

## 1 条例制定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）の施行に伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー新法」）の一部が改正され、都道府県道又は市町村道のうち、特定道路の指定を受けた道路についての構造の技術的基準は、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとなりました。

※ 特定道路 生活関連経路を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。

## 2 条例の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項、第2項において、本市が特定道路の新設または改築を行う際に必要となる構造の技術的基準は、現行の国が定めている道路移動等円滑化基準を参酌し、条例で定めるものとしています。

この基準のうち、横断歩道等に接続する歩道等の部分について独自基準を定めることとしました。

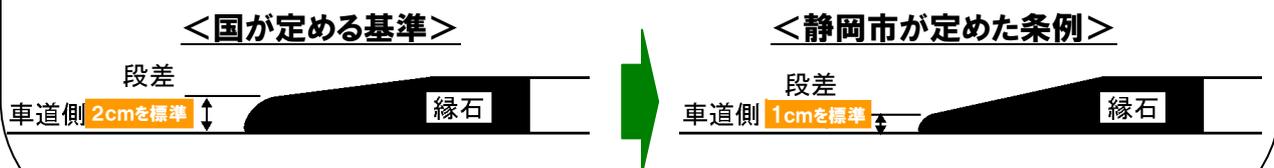
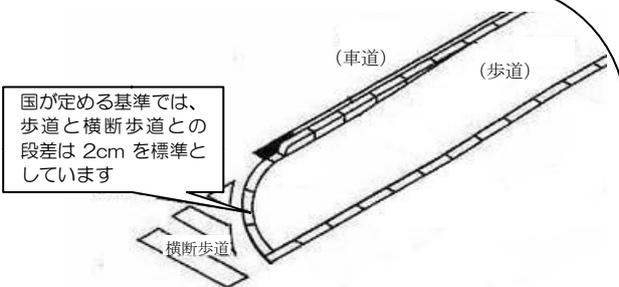
なお、これ以外の項目については、現行の国が定めている基準（国土交通省令）と同様の基準を設けることとしています。

### 独自基準の概要：横断歩道等に接続する歩道等の段差部

横断歩道等に接続する歩道等の段差部は、現行の国が定める基準では「2cmを標準」としています（下図左側）が、車いすやベビーカーの利用者にとっては段差が高く、箇所によっては通行に支障がある場合があります。

一方、視覚障害者団体等からは、歩道と車道の区分を杖などで確認できるように、段差確保の要望があります。

このような実情を踏まえ、横断歩道等に接続する歩道等の部分を「1cmを標準とする」基準を設けました。（下図右側）



(図) 横断歩道等に接続する歩道等の段差部

## 3 施行日 平成25年1月1日